

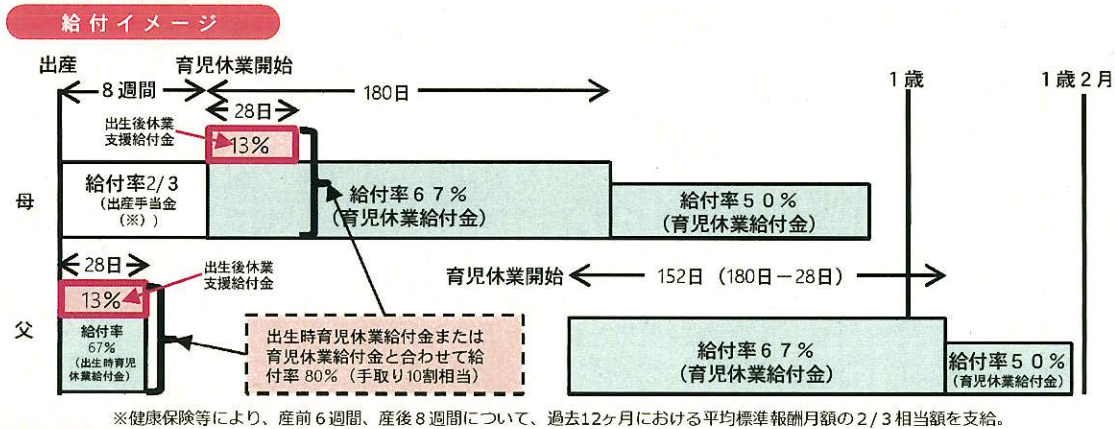
「共働き・共育て」を推進するための 雇用保険制度の見直しについて

令和5年12月閣議決定の「こども未来戦略」において、男性の育児休業取得率を民間企業で50%を目指すことを受け、令和7年4月1日から、以下のとおり新たな給付制度を創設します。

1. 出生後休業支援給付の創設

両親ともに育児休業を取得することを促進するため、子の出生直後の一定期間（父親は子の出産後8週間、母親は産後休業後8週間）以内に、原則、両親とも14日以上育児休業を取得する場合に、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付とあわせて給付率80%（手取りで10割相当）へと引き上げます。

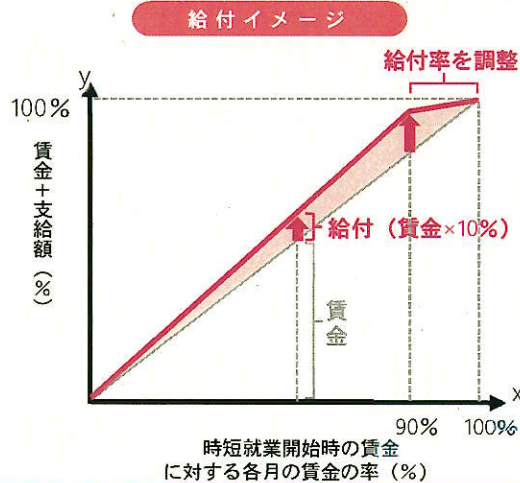
※配偶者が専業主婦（夫）の場合や、ひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業の取得は不要。



2. 育児時短就業給付の創設

育児期の柔軟な働き方を推進するため、被保険者が2歳未満の子を養育するため、時短勤務を行う場合に、育児時短就業の開始前の原則2年間にみなし被保険者期間が12か月以上ある時、時短勤務中に支払われた賃金額の10%※を支給します。

※時短就業中の賃金が時短就業開始時の賃金日額の90%以上100%未満の場合、賃金額に応じて給付率が引き下げ。



詳細については、厚生労働省のホームページに掲載されているパンフレット等をご確認いただくか、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

育児休業等給付

検索



佐賀労働局
ハローワーク

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html

R7.1.31